

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局生活福祉部生活福祉課
件名	さいたま市生活保護等居宅移行・地域生活復帰定着支援業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契約締結日	令和6年3月18日
契約の相手方名	公益社団法人埼玉県社会福祉士会
契約金額	93,184,719円
随意契約によること とした理由	<p>本業務の支援対象者は、複合的な問題を抱えて個人の力のみでは解決できず、地域で安定した生活を送ることが困難となっているため、生活困窮者自立支援法及び生活保護法の理念に即した支援を展開できることのほか、専門的な知識や援助技術を持つ支援員が、地域のネットワークを活用し、安定した居所への入居から地域生活の安定まで、継続的な支援を行うことが必要不可欠になることから、業務の履行者が極めて限定され、競争入札に付することが、その業務の品質や安全性等も考慮すると不利なものであることから、随意契約とした。</p> <p>本業務の履行にあたり、必要な専門的知識・人材・技術を保有しており、地域の不動産仲介事業者や関係機関との十分な協力体制の構築、支援対象者との信頼関係の醸成など、事業の継続性の観点にも留意して事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することが出来る事業者は本業者のみであるため、特命随意契約としたものである。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局生活福祉部生活福祉課
件名	さいたま市生活保護版レセプト情報管理システム保守業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契約締結日	令和6年3月18日
契約の相手方名	株式会社法研
契約金額	1,292,500円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、生活保護版レセプト情報管理システムの安定運用や障害対応に関する業務である。コンピューターソフトウェアの改造・改良については、ソフトウェア開発業者のソースプログラムに基づき行われており、当該業者以外がオンプレミス型によるこの業務を履行することは困難であることから、当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局生活福祉部生活福祉課
件名	さいたま市生活保護システム運用管理業務委託
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契約締結日	令和6年3月15日
契約の相手方名	北日本コンピューターサービス株式会社
契約金額	4,469,520円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、生活保護システムの安定運用や障害対応に関する業務である。コンピューターソフトウェアの改造・改良については、ソフトウェア開発業者のソースプログラムに基づき行われており、当該業者以外がオンプレミス型によるこの業務を履行することは困難であることから、当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局生活福祉部国保年金課
件名	令和6年度さいたま市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施(歯科保健指導)業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4外
契約締結日	令和6年3月25日
契約の相手方名	公益社団法人埼玉県歯科衛生士会
契約金額	3,484,250円
随意契約によること とした理由	<p>本事業は、高齢者のフレイル(虚弱)を予防するため、口腔機能向上のための歯科保健指導を市内全域に個別訪問で実施するものである。</p> <p>そのため、当事業の実施にあたっては、高齢者の歯科口腔に係る専門的な知識、資格、技術を持った歯科衛生士を相当数確保することが必要となる。</p> <p>当該事業者は口腔機能向上のための歯科保健指導についての研修等、人材育成に努めており、本市の実施する介護予防事業においても、歯科保健指導の実績を有している。</p> <p>また、当該事業所は400名以上の歯科衛生士を会員として常時歯科衛生士を多数確保できる体制を備えており、本業務を履行可能な唯一の委託先として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局生活福祉部国保年金課
件名	さいたま市国民健康保険特定保健指導業務
履行場所	指定医療機関(桜区・浦和区・南区・緑区)
契約締結日	令和6年3月25日
契約の相手方名	一般社団法人浦和医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 11,286,000円 初回面接終了時7,920円/件 3か月後評価終了時1,980円/件
随意契約によること とした理由	<p>高齢者の医療の確保に関する法律にもとづき、平成20年度から医療保険者において、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられており、本市においても同法律にもとづき、本業務を実施している。</p> <p>さいたま市ではかかりつけ医で健診を受診し、健診結果と情報提供を担当医から行き、確実に保健指導につなげることで効果的な生活習慣病の予防を実施し、多くの対象者が健診を受診しやすい環境を作るため、市内全域にわたる多くの医療機関の協力のもと健診を実施する必要があると考えている。</p> <p>本業務である動機付け支援の特定保健指導は、特定健康診査と併せて実施する必要があるため、履行可能な相手方は、医師会以外にはない。</p> <p>以上のことから、「一般社団法人浦和医師会」を選定し、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局生活福祉部国保年金課
件名	さいたま市国民健康保険特定保健指導業務
履行場所	指定医療機関(西区・北区・大宮区・見沼区)
契約締結日	令和6年3月25日
契約の相手方名	一般社団法人大宮医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 11,583,000円 初回面接終了時7,920円/件 3か月後評価終了時1,980円/件
随意契約によること とした理由	<p>高齢者の医療の確保に関する法律にもとづき、平成20年度から医療保険者において、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられており、本市においても同法律にもとづき、本業務を実施している。</p> <p>さいたま市ではかかりつけ医で健診を受診し、健診結果と情報提供を担当医から行い、確実に保健指導につなげることで効果的な生活習慣病の予防を実施し、多くの対象者が健診を受診しやすい環境を作るため、市内全域にわたる多くの医療機関の協力のもと健診を実施する必要があると考えている。</p> <p>本業務である動機付け支援の特定保健指導は、特定健康診査と併せて実施する必要があるため、履行可能な相手方は、医師会以外にはない。</p> <p>以上のことから、「一般社団法人大宮医師会」を選定し、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局生活福祉部国保年金課
件名	さいたま市国民健康保険特定保健指導業務
履行場所	指定医療機関(岩槻区)
契約締結日	令和6年3月25日
契約の相手方名	一般社団法人岩槻医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 1,584,000円 初回面接終了時7,920円/件 3か月後評価終了時1,980円/件
随意契約によること とした理由	<p>高齢者の医療の確保に関する法律にもとづき、平成20年度から医療保険者において、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられており、本市においても同法律にもとづき、本業務を実施している。</p> <p>さいたま市ではかかりつけ医で健診を受診し、健診結果と情報提供を担当医から行い、確実に保健指導につなげることで効果的な生活習慣病の予防を実施し、多くの対象者が健診を受診しやすい環境を作るため、市内全域にわたる多くの医療機関の協力のもと健診を実施する必要があると考えている。</p> <p>本業務である動機付け支援の特定保健指導は、特定健康診査と併せて実施する必要があるため、履行可能な相手方は、医師会以外にはない。</p> <p>以上のことから、「一般社団法人岩槻医師会」を選定し、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局生活福祉部国保年金課
件名	さいたま市保健システム(特定健診)運用業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 外
契約締結日	令和6年3月25日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契約金額	5,720,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、特定健康診査等受診券の発行及び健診結果の管理・集計等を実施する際に用いる、さいたま市保健システム(特定健診)の運用技術支援を行うものである。</p> <p>保健システムは、基本パッケージソフトウェアとして導入されており、その運用については、基本パッケージソフトウェアの仕様に基づき行われている。この基本パッケージソフトウェアにかかる著作権は富士通Japan株式会社に属するものであり、基本パッケージソフトウェアの仕様の開示については、当該業者の許諾が必要となる。IT業界においては通例基本パッケージソフトウェアの仕様について他業者に開示を行うことがないため、当該業者以外では本業務を遂行することはできず、また保健システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。</p> <p>以上のことから、保健システム(基本パッケージソフトウェア)の著作権を有する富士通Japan株式会社埼玉・群馬公共ビジネス部を選定し、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部高齢福祉課
件名	さいたま市高齢・障害者権利擁護センター業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤9-30-22 外
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会
契約金額	30,431,999円
随意契約によること とした理由	<p>本件業務は、高齢者及び障害者に対する虐待等について、対応にあたる本市の各所管部署や関係機関等に対応方法の助言や研修を行うこと、市民後見人の養成やその活動支援、介護事業者や市民向けのセミナー等の開催及び弁護士会や司法書士会等による成年後見制度利用促進に係る会合の事務局業務、成年後見制度利用に係る市民からの相談対応から成る。</p> <p>本件業務の遂行には、高齢者及び障害者への虐待等の対応並びに成年後見制度に関する高度な専門的知識を有する職員を配置するとともに、成年後見制度の利用促進に向けて、関係する各団体、機関等の円滑かつ密接な連携を確保する必要がある。</p> <p>社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会は、高齢者や障害者が安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理を支援する「日常生活自立支援事業」や、法人として成年後見業務を担う「法人後見事業」といった、本件業務と関連が深い各種事業を自主事業として実施してきただけでなく、地域包括支援センター業務及び障害者生活支援センター業務を本市から受託している。</p> <p>このように、高齢者及び障害者の権利擁護の全般にわたって、実地に主体となって活動してきた事業者は社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会においてほかになく、本市の高齢者及び障害者に関する権利擁護施策全般に関わる本件業務を総体として円滑に遂行できる事業者は、当該事業者のみである。</p> <p>以上の理由から、当該事業者を相手方として選定し、随意契約を締結した。</p> <p><b>【根拠法令】</b>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部高齢福祉課
件名	さいたま市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業業務
履行場所	さいたま市北区本郷町971番地
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	社会福祉法人五葉会
契約金額	6,205,999円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、「さいたま市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業実施要綱」によって高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対し隣・近接するデイサービス運営事業を実施する老人福祉施設等から生活援助員を派遣し、高齢者が安全かつ快適な生活が送れるよう支援することを目的として実施するものである。</p> <p>高齢者世話付住宅は、平成14年竣工の独立行政法人都市再生機構の公団住宅に緊急通報システムを構築して市が借り上げて市営住宅として転貸している住宅である。生活援助員は高齢者世話付住宅内に設置された生活相談室に通い日常生活の指導・相談、安否確認、一時的な家事援助から緊急時の対応等まで実施するものである。</p> <p>契約の履行にあたり、本業務の現受託者は、履行場所に近接してデイサービス運営事業等を行い、かつ地域包括支援センター事業者として高齢者が心身健康に地域で安心して過ごせるように包括ケアを実現するノウハウを有している。また、事業開始当初から本業務を受託していることから、入居者の医療・介護の状態や緊急通報システムの仕様等を含む業務内容を十分習熟しており、対象となる入居者及び緊急時連絡先の親族等との良好な協力関係を構築しながら、現在まで円滑に業務を遂行している。</p> <p>現在も当該住宅には入居を継続している市民がいるため、シルバーハウジング事業の実施には生活援助員業務が確実に履行される必要があり、本業務の現受託者であれば安全かつ確実な履行が見込まれる。</p> <p>また、他の受託者が実施した場合に、日常の生活支援、緊急時の安全な対応、入居者との関係について現在の品質が担保されなくなる恐れがある。</p> <p>以上の理由から、当該事業者を相手方として選定し、随意契約を締結した。</p> <p><b>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</b></p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部高齢福祉課
件名	さいたま市・とらいふWebシステム運用保守業務
履行場所	さいたま市浦和区東高砂町11-1 外
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	株式会社インテック 公共ソリューション営業部
契約金額	4,303,200円
随意契約によること とした理由	<p>本業務の対象となっているセカンドライフ応援ポータルサイトり・とらいふWebは、当該システムの特許権、著作権その他排他的権利を有するシステム開発者以外は保守運用を行うことができないため、当該相手方と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部高齢福祉課
件名	さいたま市ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談事業業務及び機器整備事業業務(一般会計)
履行場所	さいたま市全域
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	ALSOKあんしんケアサポート株式会社
契約金額	支払限度額 (内訳) 22,057,200円 緊急通報相談業務(一般会計)1,000円/件 機器整備業務1,000円/件 外2種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は利用対象者宅の既存機器とコールセンターの設備等とは密接不可分の関係にあり、別業者が本業務を請け負う場合、全利用者宅にて機器の入れ替え作業が必要となり、また、長年蓄積された利用対象者との関係やノウハウを有しているため、履行中の当該事業者と契約することが品質及び価格面において有利であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部高齢福祉課
件名	さいたま市ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談事業業務及び機器整備事業業務(特別会計)
履行場所	さいたま市全域
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	ALSOKあんしんケアサポート株式会社
契約金額	支払限度額 (内訳) 20,703,100円 緊急通報相談業務(介護保険特別会計)1,000円/件
随意契約によることとした理由	<p>本業務は利用対象者宅の既存機器とコールセンターの設備等とは密接不可分の関係にあり、別業者が本業務を請け負う場合、全利用者宅にて機器の入れ替え作業が必要となり、また、長年蓄積された利用対象者との関係やノウハウを有しているため、履行中の当該事業者と契約をすることが品質及び価格面において有利であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部高齢福祉課
件名	さいたま市徘徊高齢者等探索サービス事業業務
履行場所	さいたま市内
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	株式会社エース
契約金額	支払限度額 (内訳) 2,009,297円 初回手数料5,000円/件 月額利用料2,791円/件 外2種類
随意契約によること とした理由	<p>本事業は、平成13年11月より実施しており、現在に至るまで受託事業者と委託契約を締結しており、様々なノウハウや業務の習熟が蓄積されている。</p> <p>また、他の業者と契約する場合、機器の入れ替えを行う費用が発生するが、上記事業者を委託先とした場合、入れ替え費用は発生せず、経費を削減できるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部高齢福祉課
件名	さいたま市高齢者福祉システム保守業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 外
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	株式会社アイネス 公共営業部
契約金額	22,431,200円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、システムを安定して稼働させることを目的とし、定期的なメンテナンスや操作ミスに伴うデータリカバリーなどのトラブル対応、法令等の変更に伴う軽微なプログラムの変更等を行うものである。改修、保守、点検等については、排他的権利である著作権を有するシステム開発元のみが履行することが可能である。</p> <p>このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部高齢福祉課
件名	さいたま市重度要介護高齢者等寝具乾燥事業業務
履行場所	さいたま市全域
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	タイヨーライフ株式会社
契約金額	支払限度額 (内訳) 5,730,340円 洗濯乾燥消毒5,800円/件 乾燥消毒3,600円/件
随意契約によること とした理由	<p>本事業は、在宅のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で、要介護3・4・5のいずれかに該当する者に対して、健康管理と生活の維持・安定を図る目的で、寝具の洗濯乾燥消毒又は乾燥消毒を実施するものである。</p> <p>選定業者については、令和元年度から令和5年度の過去5年間において、本市及び他の地方自治体の寝具乾燥業務において契約実績があることから、契約の履行にあたり、ノウハウ、業務への習熟、対象となる市民等の協力を得るための信頼関係の醸成その他の当該契約において要求される知識、能力等を有することが明らかである。</p> <p>契約方法については、実施回数を確定することができないため、総価契約方式ではなく単価契約を採用している。また、洗濯乾燥消毒と乾燥消毒のそれぞれに単価を設定する複数単価契約とした。複数単価契約は、競争随意契約を原則としていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づく、複数見積合わせを執行し、随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部高齢福祉課
件名	AI-OCRによる申請書等入力補助事業に関する運用保守等業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 外
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	東日本電信電話株式会社 埼玉事業部
契約金額	2,954,820円
随意契約によること とした理由	<p>本件業務は、区役所高齢介護課における定型的かつ膨大な量の業務のうち、業務量・難易度等の導入効果を勘案し選定した業務について、「申請書等のAI-OCRによる自動取り込み」を実施することにより、定型的作業の時間縮減等を推進するものである。</p> <p>令和2年度より、選定業者のAI-OCRを導入しており、現在使用している「AI-OCRの読取項目の設定」については、選定業者が作成しており、排他的な著作権を有している。</p> <p>他の事業者が履行するためには、AI-OCRシステムの調達から読取項目設定までの一連の作業が必要となり、履行期間や経費の面において、年度当初から業務を遂行することが著しく困難であることが明らかである。</p> <p>以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部高齢福祉課
件名	さいたま市ひとり暮らし高齢者安否確認等事業業務
履行場所	さいたま市内
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会
契約金額	4,809,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、ひとり暮らし高齢者に安否確認と必要に応じた相談業務を行い適切に関係機関へつなげる等の専門知識、相談対応及び福祉サービス提供機能を有し、市内全域をカバーできる支援体制の整った事業者への委託が求められる。また、安否確認及び相談対応をする職員についても、業務を十分習熟し、専門知識に基づき的確な判断のできる、医療・福祉関係の有資格者である必要がある。契約の履行にあたっては、以上のような業務の品質を確保する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約とし、事業開始当初から当該事業を受託し、現在まで円滑に事業を実施している社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会との随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部高齢福祉課
件名	さいたま市在宅高齢者等宅配食事サービス事業業務
履行場所	さいたま市内
契約締結日	令和6年3月27日
契約の相手方名	社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会
契約金額	72,025,000円
随意契約によること とした理由	<p>本件事業は、地域のボランティアや社会資源を活用しながら、定期的に食事を宅配することにより、孤独感を解消し、並びに健康及び安否等を確認し、利用者の福祉の向上と地域福祉活動の活性化を図ることを目的として、さいたま市在宅高齢者等宅配食事サービス事業実施要綱に基づき実施している。</p> <p>同要綱第2条では、「市長は、前条に掲げる目的を効果的に実施するために、さいたま市在宅高齢者等宅配食事サービス事業(以下「事業」という。)の実施を社会福祉協議会に委託することができる。」と定めており、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会では、同会に登録されているボランティアを活用しながら、利用者の安否確認とともに利用者宅への配食を実施してきた。</p> <p>配達の際の安否確認を継続して同じボランティアが行うことで利用者は安心感を得ることができ、利用者とボランティアとの間に信頼関係が構築され、本事業の目的の一つである孤独感の解消や、ひとり暮らし高齢者の生活状況の変化から行政支援を要する状態の把握などの効果が発揮されている。</p> <p>本事業における地域ボランティアによる配食は重要な役割を担っており、本事業に係るボランティアを統括し育成することは本事業者以外には極めて困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会との随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(西区北部圏域)
履行場所	さいたま市西区北部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	社会福祉法人三恵会
契約金額	支払限度額 (内訳) 50,540,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(西区南部圏域)
履行場所	さいたま市西区南部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	医療法人博溟会
契約金額	支払限度額 (内訳) 40,140,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(北区北部圏域)
履行場所	さいたま市北区北部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	社会福祉法人五葉会
契約金額	支払限度額 (内訳) 45,340,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(北区東部圏域)
履行場所	さいたま市北区東部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	社会福祉法人大桜会
契約金額	支払限度額 (内訳) 40,140,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(北区西部圏域)
履行場所	さいたま市北区西部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	社会福祉法人ハッピーネット
契約金額	支払限度額 (内訳) 40,140,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(大宮区東部圏域)
履行場所	さいたま市大宮区東部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	社会福祉法人育成会
契約金額	支払限度額 (内訳) 43,840,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(大宮区西部圏域)
履行場所	さいたま市大宮区西部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	社会福祉法人むつみ会 春陽苑
契約金額	支払限度額 (内訳) 45,340,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(見沼区北部圏域)
履行場所	さいたま市見沼区北部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	社会福祉法人安心会 さいたまやすらぎの里
契約金額	支払限度額 (内訳) 28,240,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(見沼区東部圏域)
履行場所	さいたま市見沼区東部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	社会福祉法人欣彰会
契約金額	支払限度額 (内訳) 38,640,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(見沼区西部圏域)
履行場所	さいたま市見沼区西部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	医療法人興仁会
契約金額	支払限度額 (内訳) 43,840,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(見沼区南部圏域)
履行場所	さいたま市見沼区南部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	社会福祉法人欣彰会
契約金額	支払限度額 (内訳) 45,340,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(中央区北部圏域)
履行場所	さいたま市中央区北部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	社会福祉法人シナプス
契約金額	支払限度額 (内訳) 38,640,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(中央区南部圏域)
履行場所	さいたま市中央区南部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	社会福祉法人明日栄会
契約金額	支払限度額 (内訳) 38,640,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(桜区北部圏域)
履行場所	さいたま市桜区北部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	社会福祉法人浦和の里
契約金額	支払限度額 (内訳) 38,640,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(桜区南部圏域)
履行場所	さいたま市桜区南部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	医療法人大壮会
契約金額	支払限度額 (内訳) 45,340,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(浦和区北部圏域)
履行場所	さいたま市浦和区北部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	医療法人社団誠信会
契約金額	支払限度額 (内訳) 33,896,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(浦和区東部圏域)
履行場所	さいたま市浦和区東部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	社会福祉法人浦和福祉会
契約金額	支払限度額 (内訳) 34,940,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(浦和区中部圏域)
履行場所	さいたま市浦和区中部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	独立行政法人地域医療機能推進機構
契約金額	支払限度額 (内訳) 33,440,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(浦和区南部圏域)
履行場所	さいたま市浦和区南部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	社会福祉法人埼玉県共済会
契約金額	支払限度額 (内訳) 34,940,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(南区東部圏域)
履行場所	さいたま市南区東部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会
契約金額	支払限度額 (内訳) 45,340,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(南区中部圏域)
履行場所	さいたま市南区中部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	医療法人財団聖蹟会
契約金額	支払限度額 (内訳) 45,340,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(南区西部圏域)
履行場所	さいたま市南区西部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	社会福祉法人弘優尽会
契約金額	支払限度額 (内訳) 40,140,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(緑区北部圏域)
履行場所	さいたま市緑区北部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	社会福祉法人リバティ
契約金額	支払限度額 (内訳) 43,840,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(緑区南部圏域)
履行場所	さいたま市緑区南部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	社会福祉法人騏忠会
契約金額	支払限度額 (内訳) 49,040,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(岩槻区北部圏域)
履行場所	さいたま市岩槻区北部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	社会福祉法人春秋会
契約金額	支払限度額 (内訳) 43,840,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(岩槻区中部圏域)
履行場所	さいたま市岩槻区中部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会
契約金額	支払限度額 (内訳) 34,940,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市包括的支援事業業務(岩槻区南部圏域)
履行場所	さいたま市岩槻区南部圏域 外
契約締結日	令和6年3月4日
契約の相手方名	社会福祉法人清澄会
契約金額	支払限度額 (内訳) 39,600,000円 基本年額20,800,000円/1件 配置加算5,200,000円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>地域包括支援センターは、介護保険法及び介護保険法施行規則により、市、または市から包括的支援事業の委託を受けた法人が設置することができ、委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>当該業務は、事業の性質から高齢者に関わる事業運営を行う社会福祉法人と医療法人等を優先させて選定している経緯があり、また利用者である地域住民との関係性の維持、信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約であり、引き続き実施していくことで地域包括ケアの中核的施設として機能することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市在宅医療連携拠点運営事業業務(西区・北区 外)
履行場所	さいたま市西区・北区 外
契約締結日	令和6年3月28日
契約の相手方名	一般社団法人大宮医師会
契約金額	8,756,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、介護保険法の地域支援事業に位置付けられた「在宅医療・介護連携推進事業」として実施が義務付けられた事業のうち、在宅医療・介護連携に関する相談支援に関する事業である。</p> <p>事業の実施に当たっては、地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の設置・運営を行い、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する事項の相談の受付を行うほか、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、患者・利用者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介を行うことが必要である。</p> <p>当該事業者は、地域の郡市医師会として、在宅医療を行っている医師を会員に多数擁し、これまで地域の病院との地域医療連携を推進してきた実績がある。また、市の在宅医療・介護連携推進事業において、地域の医療・介護関係者間の会議や研修等を通じて、地域の医療・介護関係者の連携を中心的に担っており、他に実施の条件を満たす団体は存在しない。</p> <p>以上の理由により、西区・北区・大宮区・見沼区を活動エリアとして実施する本業務を履行可能な唯一の委託先として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約として契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市在宅医療連携拠点運営事業業務(中央区 外)
履行場所	さいたま市中央区 外
契約締結日	令和6年3月28日
契約の相手方名	一般社団法人さいたま市与野医師会
契約金額	8,258,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、介護保険法の地域支援事業に位置付けられた「在宅医療・介護連携推進事業」として実施が義務付けられた事業のうち、在宅医療・介護連携に関する相談支援に関する事業である。</p> <p>事業の実施に当たっては、地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の設置・運営を行い、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する事項の相談の受付を行うほか、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、患者・利用者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介を行うことが必要である。</p> <p>当該事業者は、地域の郡市医師会として、在宅医療を行っている医師を会員に多数擁し、これまで地域の病院との地域医療連携を推進してきた実績がある。また、市の在宅医療・介護連携推進事業において、地域の医療・介護関係者間の会議や研修等を通じて、地域の医療・介護関係者の連携を中心的に担っており、他に実施の条件を満たす団体は存在しない。</p> <p>以上の理由により、中央区を活動エリアとして実施する本業務を履行可能な唯一の委託先として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約として契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市在宅医療連携拠点運営事業業務(桜区・浦和区 外)
履行場所	さいたま市桜区・浦和区 外
契約締結日	令和6年3月28日
契約の相手方名	一般社団法人浦和医師会
契約金額	8,980,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、介護保険法の地域支援事業に位置付けられた「在宅医療・介護連携推進事業」として実施が義務付けられた事業のうち、在宅医療・介護連携に関する相談支援に関する事業である。</p> <p>事業の実施に当たっては、地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の設置・運営を行い、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する事項の相談の受付を行うほか、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、患者・利用者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介を行うことが必要である。</p> <p>当該事業者は、地域の郡市医師会として、在宅医療を行っている医師を会員に多数擁し、これまで地域の病院との地域医療連携を推進してきた実績がある。また、市の在宅医療・介護連携推進事業において、地域の医療・介護関係者間の会議や研修等を通じて、地域の医療・介護関係者の連携を中心的に担っており、他に実施の条件を満たす団体は存在しない。</p> <p>以上の理由により、桜区・浦和区・南区・緑区を活動エリアとして実施する本業務を履行可能な唯一の委託先として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約として契約を締結した。</p> <p><b>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</b></p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市在宅医療連携拠点運営事業業務(岩槻区 外)
履行場所	さいたま市岩槻区 外
契約締結日	令和6年3月28日
契約の相手方名	医療法人慈正会
契約金額	7,659,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、介護保険法の地域支援事業に位置付けられた「在宅医療・介護連携推進事業」として実施が義務付けられた事業のうち、在宅医療・介護連携に関する相談支援に関する事業である。</p> <p>事業の実施に当たっては、地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の設置・運営を行い、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する事項の相談の受付を行うほか、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、患者・利用者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介を行うことが必要である。</p> <p>当該事業者は、地域で唯一の総合病院として総合的な医療の提供を推進してきた実績がある。また、在宅医療を行っている医師を会員に多数擁し、これまで地域の医療機関との連携を推進してきた当該地域の郡市医師会から在宅医療連携拠点業務を委託してきた実績を有している。当該地域の郡市医師会とともに、地域の医療・介護関係者の連携を中心的に担っており、他に実施の条件を満たす団体は存在しない。</p> <p>以上の理由により、岩槻区を活動エリアとして実施する本業務を履行可能な唯一の委託先として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約として契約を締結した。</p> <p><b>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</b></p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市地域包括支援システム運用支援事業業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契約締結日	令和6年3月27日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契約金額	8,135,463円
随意契約によること とした理由	<p>当該業者は、平成18年度の地域包括支援システム(基本パッケージソフトウェア)導入及びその後の地域包括支援システム運用支援業務について継続して履行しており地域包括支援システムの運用については、基本パッケージソフトウェアのシステム構成等を熟知し、的確かつ迅速な対応が可能であることが求められる。</p> <p>当該業者は、地域包括支援システム導入後継続して履行している業者であり、当システムに係るコンピューター・ソフトウェアの機能追加・改修に必要な基本パッケージの著作権は当該業者に属するものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該業者を選定し随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市地域リハビリテーション活動支援事業(リハビリ専門職)業務(西区・北区・中央区・桜区・浦和区・南区)
履行場所	さいたま市西区・北区 外
契約締結日	令和6年2月28日
契約の相手方名	社会医療法人さいたま市民医療センター
契約金額	支払限度額 (内訳) 1,545,500円 基本年額685,000円/1件 派遣調整1,500円/1件
随意契約によること とした理由	<p>地域リハビリテーション活動支援事業は、介護保険法に定められた地域支援事業の中の一般介護予防事業の類型の一つであり、地域における介護予防の取組を機能強化するため、通いの場等へリハビリ専門職(以下「リハ職」という。)を派遣し、助言や指導などを行うものである。</p> <p>本業務では、地域リハビリテーション活動支援総合拠点及び地域リハビリテーション活動支援エリア拠点として各区役所高齢介護課や地域包括支援センターからの派遣依頼を受け、対応可能なリハ職を調整の上、派遣等を行うこととされ、派遣に関わる関係者間の連携や調整を適切に行うこと必要である。</p> <p>当該事業所は平成27年度・28年度の地域リハビリテーション活動支援事業のモデル実施、平成29年度から本格実施した同事業を通じて、各関係者との連携調整や派遣調整の実績を有していることから、地域のニーズや課題を熟知しており、実情に応じた適切な地域リハビリテーション活動支援事業を行うことできる。また当該事業所は、西区、北区、中央区、桜区、浦和区、南区内において、本業務を履行可能な唯一の医療機関であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市地域リハビリテーション活動支援事業(栄養士)業務
履行場所	さいたま市内
契約締結日	令和6年2月28日
契約の相手方名	公益社団法人埼玉県栄養士会
契約金額	支払限度額 (内訳) 1,409,280円 基本年額554,800円/1件 自主グループ活動支援10,000円/1件 外1種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務の業務内容は、各区役所高齢介護課や地域包括支援センターからの派遣依頼を受け、栄養士が住民運営の通いの場等へ関与し、地域の自主グループ(サロン等)への栄養教育、介護職員等(介護サービス事業所に従事する者を含む)への介護予防に関する技術的助言等の介護予防の取組支援を、後期高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施の後期高齢者質問票を用いながら行うものである。</p> <p>埼玉県栄養士会は、保健、医療、福祉及び教育等の分野において、専門職業人としての倫理と科学的かつ高度な技術に裏づけられた食と栄養の指導及び支援に関する事業を行い、県民の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする団体である。組織の主要事業として、県民の栄養改善を通して健康増進及び疾病予防に資する事業や高齢者、障害者及び傷病者の特性に応じた栄養改善に資する事業を実施している。</p> <p>こうした事業を主目的に実施するとともに、年間60回に及ぶ業務に組織的に栄養士を派遣できる団体は、埼玉県内に当該団体以外に存在しない。</p> <p>以上の理由により、本業務を履行可能な唯一の委託先として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市いきいき百歳体操自主グループ支援事業業務
履行場所	さいたま市内
契約締結日	令和6年2月29日
契約の相手方名	公益社団法人埼玉県理学療法士会
契約金額	支払限度額 (内訳) 10,340,000円 基本年額1,090,000円/1件 自主グループ活動支援15,000円/1件
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、いわゆる「通いの場」において、高齢者が身近な場所で自主的に            おもりを使った「いきいき百歳体操」の活動を行う「自主グループ」の立ち上げ            や継続の支援を通じて、「地域づくりによる介護予防」を推進する取組である。            業務にあたっては、いきいき百歳体操の技術的な実施指導のほか、区高齢            介護課や地域包括支援センター等と密接に連携し、地域の実情や社会資源            の状況を踏まえて自主グループの立ち上げや活動継続の支援を行うとともに、            通いの場の参加者や介護予防ボランティア「いきいきサポーター」からの日々            の活動や困りごとに関する様々な相談に対応していくことが求められる。            当該事業者は、運動を治療として活用する医療専門職である理学療法士を            5,100人以上擁する職能団体として、医療・福祉・健康に貢献することを目的            に理学療法の普及と向上を図る活動を行っており、令和4年度は「いきいき百            歳体操」の自主グループの立ち上げや継続の支援に関する314件の派遣依            頼に対し、347人の理学療法士を派遣した実績を有している。            また、当該事業者は、各区で養成している介護予防のボランティア「いきい            きサポーター」の養成研修及びフォローアップ研修を受託しているほか、地域課            題や個別ケースの検討を目的として地域包括支援センターが開催する「地域            ケア会議」に参画していることから、これらを通じて区高齢介護課及び地域包            括支援センターと顔の見える関係性を構築しており、地域づくりによる介護予            防に求められる地域活動の事例や課題に精通している。            以上を踏まえ、市内の各地域で今後も増加が見込まれる派遣依頼に対して、            専門的な知識や技術を享受でき、地域の実情に応じた地域づくりの助言が可            能な理学療法士を多数擁し、年間通じて継続的かつ組織的に調整及び派遣            を行うことが可能な唯一の団体である。            以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約            により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市認知症疾患医療センター運営事業業務
履行場所	さいたま市内
契約締結日	令和6年3月19日
契約の相手方名	社会福祉法人シナプス
契約金額	11,770,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、厚生労働省が定める認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、同要綱における地域型センターとして、さいたま市認知症疾患医療センターを設置し、保健医療・介護関係機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的として実施するものである。</p> <p>認知症疾患医療センターの設置については、国及び本市の要綱において、(1)「専門医療 機関としての機能」と、(2)「地域連携推進機関としての機能」が規定されている。</p> <p>まず(1)「専門医療機関としての機能」としては、専門医・臨床心理技術者・精神保健福祉士の人員配置がなされていること、CTまたはMRIの設置及び脳血流シンチグラフィの活用体制を有するなどの検査体制が確保されていること、行動・心理症状と身体合併症の急性期入院治療を行える一般病床と精神病床を有することが要件となっている。また、(2)「地域連携推進機関としての機能」としては、医師会も含め地域の認知症医療に関する連携の中核として機能していることや、認知症医療の専門性を活かした研修会や連携協議会を開催することが要件となっている。</p> <p>この二つの要件を満たす医療機関は、現在、さいたま市4医師会が構築する「さいたま市認知症ケアネットワーク」において中核的役割を担う「埼玉精神神経センター」1箇所となっていることから、同センターを運営している当該事業者を履行可能な唯一の委託先として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約により契約を締結した。</p> <p><b>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</b></p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
件名	さいたま市認知症フレンドリーまちづくりセンター運営業務
履行場所	さいたま市内
契約締結日	令和6年3月11日
契約の相手方名	社会福祉法人シナプス
契約金額	44,919,000円
随意契約によること とした理由	<p>専門性の高い認知症の地域支援を市内全域で遂行するには、医療・介護・地域づくりを含めた認知症支援を総合的かつ組織的に提供できる能力及び体制が不可欠。</p> <p>医療・介護に関しては、認知症の原因疾患等の医学的な診断、相談及び講義が可能な専門医、認知症予防としての生活習慣病予防、低栄養予防及び口腔機能向上について解説や支援ができる看護師や歯科衛生士、認知症薬に造詣の深い薬剤師、認知症の人を支える社会制度に精通した精神保健福祉士等の複数の専門職との連携が必要。地域づくりに関しては、チームオレンジの活動の担い手となる認知症サポーター養成やステップアップ講座の開催に日頃から取り組んでおり、認知症サポーターの養成等を通じて認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの活動に一定の理解を有していることが必要。さらに、地域において認知症サポーターやその活動を支援する地域包括支援センター所属の認知症地域支援推進員と継続的かつ組織的な連携が可能であることも条件となる。以上の要件を満たす団体は、本市で唯一のさいたま市認知症疾患医療センターとして、多数の認知症に関する専門職を有し、豊富な診断・相談の実績に基づいて、市内の地域包括支援センターを含めた市内の医療・介護の関係機関との連携体制を構築するとともに、認知症サポーター養成講座等の計画的な開催を行っている埼玉精神神経センターのみである。このため、同センターを運営している社会福祉法人シナプスを履行可能な唯一の委託先として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部介護保険課
件名	さいたま市介護保険課システム改修業務(令和6年度制度改正)
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契約締結日	令和6年1月22日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契約金額	84,866,320円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、令和6年度に行われる介護保険制度改正に対応するためのさいたま市介護保険システムの改修であり、パッケージソフトウェア開発元及び著作権を有する当該業者以外では履行できないものである。</p> <p>したがって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により、システムプログラムの著作権を有する当該業者と随意契約による契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部介護保険課
件名	さいたま市介護保険指定事業者等管理システム令和6年4月・6月制度改正対応業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契約締結日	令和6年3月15日
契約の相手方名	株式会社佐賀電算センター
契約金額	2,255,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、介護保険指定事業者等管理システムに対して、令和6年4月と6月の介護報酬改定等に係る法制度改正に伴う改修業務を行い、本市が保有する介護保険指定事業者等管理システムのライセンスにオプションライセンスを適用する業務であるため、クラウド型介護保険指定事業者等管理システムの開発元及び著作権を有する当該業者以外では履行できないものである。</p> <p>したがって、システムプログラムの著作権を有する当該業者を契約相手方と選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約による契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部介護保険課
件名	さいたま市介護保険システム運用支援業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契約金額	95,990,400円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、さいたま市介護保険システムにおいて、介護保険料納入通知書等のデータ作成やシステム障害時の復旧作業など、システムプログラムの操作や修正を行うものであるため、システムプログラムの著作権を有する当該業者以外では履行できないものである。</p> <p>したがって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により、システムプログラムの著作権を有する当該業者と随意契約による契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局障害福祉部障害政策課
件名	さいたま市障害福祉サービス指定事業者等管理システム令和6年4月制度改正・報酬改定等に伴うシステム改修業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4さいたま市役所
契約締結日	令和6年3月15日
契約の相手方名	株式会社佐賀電算センター
契約金額	1,698,400円
随意契約によることとした理由	<p>本業務の対象となるシステムに関する著作権は、株式会社佐賀電算センターに属するものであり、同社以外に履行できる事業者が存在しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局障害福祉部障害福祉課
件名	さいたま市手話通訳者及び要約筆記者派遣業務
履行場所	さいたま市内
契約締結日	令和6年3月11日
契約の相手方名	社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会
契約金額	85,966,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、手話通訳者及び要約筆記者の派遣に係る連絡調整や、手話通訳者及び要約筆記者のサポートを行うことから、業務に関わる者が、専門性の高い手話通訳及び要約筆記の技術を習得し、聴覚・言語・音声機能障害や地域の聴覚障害者等の実情について理解している必要がある。</p> <p>上記に該当する職員を多数有し、本業務を円滑に実施できる団体は当該事業者以外にないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局障害福祉部障害福祉課
件名	さいたま市夜間・休日の緊急時における手話通訳者派遣受付業務
履行場所	市の指定する場所
契約締結日	令和6年3月11日
契約の相手方名	ALSOKあんしんケアサポート株式会社
契約金額	1,980,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、夜間・休日の緊急時に、消防局を通してされる手話通訳者の派遣要請を受付し、手話通訳者を派遣するための連絡調整を行うものである。</p> <p>業務の実施にあたり、消防局と円滑に連絡調整を行う必要があり、救急通報を通じて利用者のプライバシーに深く関わる情報を多く取り扱うこととなる。</p> <p>当該事業者は、既に本市から緊急通報事業に関する業務を受託し、実施している実績があり、さらに、民間緊急通報事業会社ではじめて保健医療福祉分野のプライバシーマークを取得している。</p> <p>上記の事業者は、当該事業者以外にないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局障害福祉部障害福祉課
件名	さいたま市聴覚障害者コミュニケーション支援従事者養成講習会開催業務
履行場所	さいたま市大宮区土手町1-213-1 大宮ふれあい福祉センター 外
契約締結日	令和6年3月11日
契約の相手方名	さいたま市聴覚障害者協会
契約金額	16,774,000円
随意契約によることとした理由	<p>手話奉仕員、手話通訳者及び要約筆記者の養成に当たっては、当事者である聴覚障害者が講師となり講習会を運営することにより、聴覚障害者等への理解をより一層深め、聴覚障害者等に分かりやすい手話通訳、要約筆記を習得することができる。また、聴覚障害者等の特性や手話通訳及び要約筆記の知識を十分に備えている者が講師を務める必要がある。上記に該当する講師の確保や講習会実施のノウハウ等を有し、講習会を実施できる事業者は当該事業者以外にないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局障害福祉部障害福祉課
件名	さいたま市聴覚障害者相談員配置業務
履行場所	さいたま市内
契約締結日	令和6年3月11日
契約の相手方名	社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会
契約金額	1,980,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務における相談員は、当事者である聴覚障害者等と同じ立場に立ち相談に応じるだけでなく、本市の障害福祉制度や障害者総合支援法における障害福祉サービス等に精通している必要がある。上記に該当する相談員を有し、本業務を円滑に実施できる団体は当該事業者以外にないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局障害福祉部障害福祉課
件名	さいたま市西区障害者生活支援センター運営業務(基幹相談支援センター)
履行場所	さいたま市全域(さいたま市西区を中心とする)
契約締結日	令和6年3月14日
契約の相手方名	社会福祉法人ハッピーネット
契約金額	6,640,040円
随意契約によること とした理由	<p>障害者本人やその家族からの生活全般にわたる様々な相談に対応する地域の身近な相談機関である障害者生活支援センターの運営業務について、意欲及び業務遂行能力が高い法人を選定するため、令和2年度にプロポーザル方式によって受託業者の選考を行った。選考の結果、西区においては上記の業者に適格性が認められ、令和3年度から契約を履行している。本業務は、現に履行中の西区障害者生活支援センター運営業務に地域の体制づくり等を目的とした協議会の運営や他の事業所に対する指導・助言等といった基幹相談支援センターの機能を付帯する業務であるとともに、地域の関係機関等と良好な連携体制が構築されていることが求められる。現に履行中の当該法人は、西区において継続的に相談支援を実施しており、地域の関係機関とも良好な連携体制を既に構築しているため、地域の関係機関と連携体制が構築できていないその他の業者に本業務を委託することとなれば、業務の履行に遅延等が生じるおそれがあり、不利と認められる。</p> <p>また、本業務に求められる総合的かつ専門的な相談支援を行うことができる人員を配置する能力は上記業者のみが有しているため、履行条件を満たす業者は上記業者に特定される。</p> <p>以上のことから、見積提出業者として上記の業者を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局障害福祉部障害福祉課
件名	さいたま市見沼区障害者生活支援センター運營業務(基幹相談支援センター)
履行場所	さいたま市全域(さいたま市見沼区を中心とする)
契約締結日	令和6年3月14日
契約の相手方名	公益社団法人やどかりの里
契約金額	6,640,040円
随意契約によること とした理由	<p>障害者本人やその家族からの生活全般にわたる様々な相談に対応する地域の身近な相談機関である障害者生活支援センターの運營業務について、意欲及び業務遂行能力が高い法人を選定するため、令和2年度にプロポーザル方式によって受託業者の選考を行った。選考の結果、見沼区においては上記の業者を含む2法人に適格性が認められ、令和3年度から契約を履行している。本業務は、現に履行中の見沼区障害者生活支援センター運營業務に地域の体制づくり等を目的とした協議会の運営や他の事業所に対する指導・助言等といった基幹相談支援センターの機能を付帯する業務であるとともに、地域の関係機関等と良好な連携体制が構築されていることが求められる。現に履行中の2つの法人は、見沼区において継続的に相談支援を実施しており、地域の関係機関とも良好な連携体制を既に構築しているため、地域の関係機関と連携体制が構築できていないその他の業者に本業務を委託することとなれば、業務の履行に遅延等が生じるおそれがあり、不利と認められる。</p> <p>また、本業務に求められる総合的かつ専門的な相談支援を行うことができる人員を配置する能力は上記業者のみが有しているため、履行条件を満たす業者は上記業者に特定される。</p> <p>以上のことから、見積提出業者として上記の業者を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による随意契約とした。</p> <p><b>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</b></p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局障害福祉部障害福祉課
件名	さいたま市障害福祉システム保守業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4さいたま市役所 外
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契約金額	32,113,400円
随意契約によること とした理由	<p>さいたま市障害福祉システム保守業務は、平成26年4月より稼働した「障害福祉システム(以下、「本システム」という。)」に係る業務ソフトウェア等の障害復旧、仕様変更対応等のシステム改修及び維持管理を目的とするものである。</p> <p>本システムについては、本市と富士通Japan株式会社(以下、「同社」という。)との業務委託契約に基づき開発されたものであるが、本市独自の仕様により追加開発された部分を除いて、基礎となるパッケージソフトウェアに関する著作権は、同社に属するものである。</p> <p>本件は、本システム本体と密接不可分であり、ソフトウェアに関する諸権利を有する同社以外に履行できる事業者が存在しないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局障害福祉部障害福祉課
件名	さいたま市障害福祉システム令和6年度報酬改定等に伴うシステム改修業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4さいたま市役所 外
契約締結日	令和6年2月28日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契約金額	43,560,000円
随意契約によること とした理由	<p>さいたま市障害福祉システム令和6年度報酬改定に伴うシステム改修作業は、平成26年4月より稼働した「障害福祉システム(以下、「本システム」という。)」に係るシステムの改修を目的とするものである。</p> <p>本システムについては、本市と富士通Japan株式会社(以下、「同社」という。)との業務委託契約に基づき開発されたものであるが、本市独自の仕様により追加開発された部分を除いて、基礎となるパッケージソフトウェアに関する著作権は、同社に属するものである。</p> <p>本件は、本システム本体と密接不可分であり、ソフトウェアに関する諸権利を有する同社以外に履行できる事業者が存在しないことから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令11条第1項第1号の規定により、同社と随意契約により契約を締結した。</p> <p><b>【根拠法令】</b>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令11条第1項第1号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局障害福祉部障害福祉課
件名	さいたま市視覚障害者情報提供業務
履行場所	さいたま市内
契約締結日	令和6年3月27日
契約の相手方名	社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会
契約金額	3,064,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務においては、その性質上、視覚障害者の特性や実情を深く理解し、そのうえで情報提供を行うための特殊な知識及び経験を持つ者でなければ業務を実施することができない。</p> <p>こうした専任の職員を多数有し、公益性のある団体は当該事業者以外にないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局障害福祉部障害者総合支援センター
件名	さいたま市発達障害者社会参加事業委託業務
履行場所	さいたま市中央区鈴谷7-5-7外
契約締結日	令和6年3月25日
契約の相手方名	社会福祉法人独歩
契約金額	12,210,000円
随意契約によること とした理由	<p>本事業の利用者の多くは、対人関係や社会適応上に多くの困難を抱え、家庭にこもりがちであったり、うつや希死念慮等の重篤な二次障害を併発している。受託事業者は発達障害者支援に関する知識や支援技法のみならず、二次障害の適切な理解、緊急時の危機介入方法等、幅広い知識や技術が求められるなど、高度な創造性・技術力・専門的経験が必要である。令和4年度より本事業を受託している当該事業者は、所管課との密な連携のもと、利用者に適切に対応しながら円滑に業務を行っている。支援の継続性や利用者の大きな不安や混乱、損失を避けるという点を重視し、当該事業者を選定し、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>